

ダイハツコネク ト アプリ利用規約

本利用規約(以下「本規約」)は、ダイハツ工業株式会社(以下「弊社」)が提供するアプリケーション「ダイハツコネク ト アプリ」(以下「本アプリ」)に関するコネク ト サービス(以下「ダイハツコネク ト 」)のご利用に関する決まりを定めるものです。なお、お客様が本規約に同意されない場合、本アプリをご利用いただくことはできません。

第 1 条(本規約の適用)

本規約は、本アプリに対応したスマートフォンなどの自己の情報通信端末(以下「情報通信端末」)に本アプリをダウンロードした利用者(以下「利用者」)に適用されます。

第 2 条(本規約の変更)

1. 弊社は、弊社ウェブサイト(URL: <https://www.daihatsu.co.jp/connect/terms.htm>)または本アプリ内に掲載する方法により、利用者の承諾を得ることなく、本規約を変更することがあります。
2. 弊社ウェブサイト(URL: <https://www.daihatsu.co.jp/connect/terms.htm>)または本アプリに本規約の変更を掲載した後に、利用者が本サービスの利用を継続した場合、変更後の本規約の内容に同意したものとみなされます。

第 3 条(ダイハツコネク ト の利用について)

1. ダイハツコネク ト のサービスをご利用になるためには、おクルマのお役立ち情報サイト「ダイハツポート」(以下「ダイハツポート」)の会員登録、およびダイハツコネク ト に対応した車載機(以下「車載機」)を搭載した車両(以下「コネク ト 車両」)が必要になります。サービス内容は次条に定めるとおりです。
2. 前項のほか、ダイハツコネク ト の一部サービスについては、次の各号が必要になる場合があります。
 - (1) ダイハツポートのマイページ「マイカー情報確認」画面において、弊社所定の方法を用いてダイハツコネク ト のご利用を希望するコネク ト 車両(以下「ご利用車両」)の登録
 - (2) 通信会社との電気通信サービス契約

第 4 条(ダイハツコネク ト のサービス内容)

1. ダイハツコネク ト のサービス内容は以下に定めるとおりです。これらのサービスのご利用には、前条第2項第2号に定める通信会社との電気通信サービス契約が必要になります。

(1) スマホアプリ連携

利用者のご利用の情報通信端末と車載機を接続することにより、情報通信端末にダウンロードしたアプリケーションを、車載機上で表示させ、使用することができるサービスです。使用することのできるアプリケーションは、ダイハツコネク ト に対応したものに限られます(以下「対応アプリ」)。

(2) 事故対応サポート

事故対応サポートは、事故時において車両情報や位置情報を事故・故障センターに通知して、緊急車両の要請等ができるサービスです。事故対応サポートを利用者に直接提供するのには、弊社が契約を締結する株式会社プレミア・エイド(〒102-0083 東京都千代田区麴町 2-4-1 麴町大通りビル 14 階) (以下「PAD」)です。利用者は、車載機を操作することにより情報通信端末を通じて PAD との通信を行い、PAD に消防等の関係機関への通報を要請することができます。

また、弊社所定の条件を満たした場合(車載機がご利用車両の事故または故障を検知し、情報通信端末を通じて弊社に通知された場合など)に PAD から利用者がダイハツポートに登録した電話番号に電話で連絡する場合があります。さらに、音声その他の情報により緊急事態が生じていると判断されるときは、利用者の要請によらずに PAD が消防等の関係機関への通報を行うことがあります。

(3) 故障対応サポート

故障対応サポートは、利用者が車載機を操作することにより情報通信端末を通じて弊社との通信を行い、故障に関する相談をすることができるものです。

(4) マイカー情報確認／駐車位置確認

情報通信端末を使用して、ダイハツポートにアクセスおよびログインを行うことで、燃料残量、航続可能距離、平均燃費および積算距離等の車両状態および駐車した場所等を確認できるサービスです。これらの情報は、ご利用車両から情報通信端末を通じて弊社に送信されるものです。

(5) 運転見守り

あらかじめ弊社所定の方法で設定・登録した連絡先(以下「見守り者」)に対して、エンジン始動、エンジン停止、指定エリアの出入り、事故発生及び故障検知等をご連絡するサービスです。これらの情報は、ご利用車両から情報通信端末を通じて弊社に送信されるものです。なお、見守り者についても、ダイハツポートの会員登録が必要となります。

(6) 車検／点検案内

ご利用車両に対する車検や定期点検等のメンテナンス情報を、車載機にて通知するサービスです。

(7) リコール通知

ご利用車両に対するリコール等のご案内を、車載機にて通知するサービスです。

第5条(アカウント等の管理責任)

1. 利用者は、ダイハツコネクタの利用にあたって必要となる自己のメールアドレス、パスワード(以下、あわせて「アカウント等」)を、自ら責任をもって管理するものとし、そのアカウント等を使用してなされた一切の行為およびその結果について、その行為を自らしたか否かを問わず一切の責任を負うものとしします。
2. 利用者は、自己のアカウント等を第三者に貸与し、または使用させることはできないものとしします。万が一、利用者のアカウント等が第三者に使用されたことにより利用者またはその他の者が損害を被った場合であっても、その原因を問わず、弊社は一切の責任を負わないものとしします。
3. 利用者は、他の利用者のアカウント等を使用してダイハツコネクタを利用することはできないものとしします。万が一、利用者が他の利用者のアカウント等を使用してダイハツコネクタを利用した場合、利用者はそれによって生じた一切の損害を直ちに賠償するほか、発生した一切の紛争をその責任と負担において解決するものとしします。

第6条(変更の届出)

1. 利用者は、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他弊社への届出内容に変更があった場合には、速やかにダイハツポートにて所定の変更届出を行うものとしします。
2. 利用者が前項の届出を怠ったことにより自ら不利益を被った場合であっても、弊社は一切責任を負わないものとしします。

第7条(ダイハツコネクタの利用の終了等)

ダイハツコネクタの利用の終了をご希望される場合は、本アプリをアンインストールして下さい。

第8条(ご利用料金)

1. 本アプリおよびダイハツコネクタは、無償で提供されます。
2. ダイハツコネクタの利用に必要な一切の費用は、利用者の負担とします。これには、例えば以下を含みますが、この限りではありません。
 - (1) コネクタ車両および情報通信端末の購入費用

- (2) ダイハツコネクの利用に必要な通信環境を整備するための費用
- (3) 対応アプリのダウンロードおよびご利用に関する費用

第 9 条(スマホアプリ連携)

1. スマホアプリ連携は、情報通信端末にダウンロードした対応アプリを車載機上で表示するサービスであり、弊社は、利用者に対して対応アプリの提供がなされることを保証しません。対応アプリの提供がなされるかどうかは、対応アプリを提供する事業者(以下「対応アプリ提供事業者」)の判断となります。また、対応アプリを利用するにあたって、利用者は対応アプリ提供事業者と直接契約を締結するものとし、弊社は、契約の当事者とはならず、対応アプリについて一切の責任を負いません。
2. 対応アプリについて、弊社は車載機での表示も含めた動作保証・品質保証その他一切の責任を負うものではなく、対応アプリまたはその利用に関して利用者に損害等が発生した場合であっても、弊社は一切の責任を負いません。
3. 対応アプリに関する条件は、利用者と対応アプリ提供事業者の間の契約に従うものとします。ただし、本規約において定めがある場合、利用者は対応アプリ提供事業者との契約とは別に、当該定めにも従って対応アプリを利用するものとします。
4. 対応アプリは、対応アプリ提供事業者により変更、追加または廃止されることがあります。当該変更、追加または廃止による損害について、弊社は一切の責任を負いません。

第 10 条(ダイハツコネクのサービスの変更と終了)

1. 弊社は、利用者に通知することなく、ダイハツコネクのサービスの内容を変更することができ、またダイハツコネクの全部または一部の提供を終了させることができるものとします。
2. 弊社は、前項に基づき弊社が行った措置により利用者に生じた損害について一切の責任を負いません。
3. ダイハツコネクの提供終了後も、本規約第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 22 条および本条は有効とします。

第 11 条(ダイハツコネクのサービス提供の一時的な中断)

弊社は、次のいずれかに該当する場合には、利用者へ通知することなく、ダイハツコネクの提供を一時的に中断することがあります。

- (1) ダイハツコネクのシステム保守を定期的に、または緊急に行う場合
- (2) 火災、停電などによりダイハツコネクの提供ができなくなった場合
- (3) 地震、噴火、洪水、津波などの天災によりダイハツコネクの提供ができなくなった場合
- (4) 戦争、暴動、騒乱、労働争議などによりダイハツコネクの提供ができなくなった場合
- (5) ダイハツコネクに用いる通信サービスが停止し、または障害が発生した場合
- (6) 車載機、情報通信端末の使用環境その他の事情により通信障害が生じた場合
- (7) その他、運用上または技術上、弊社がダイハツコネクのサービス提供の一時的な中断を必要と判断した場合

第 12 条(損害賠償)

1. 利用者がダイハツコネクの利用によって第三者に対して損害を与えた場合、利用者は自己の責任と負担をもって解決し、弊社には一切の迷惑をかけないものとします。
2. 利用者が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって弊社に損害を与えた場合、弊社は当該利用者に対して損害賠償を請求することができるものとします。
3. 弊社が、ダイハツコネク、本アプリの利用に関連して利用者に対して負う損害賠償義務は、その理由の如何にかかわらず、当社の故意または重過失によって直接生じた通常損害に限定されます。

第 13 条(免責)

1. 弊社は、弊社または、対応アプリ提供事業者が提供する各種サービスや各種情報について、事実上または法律上の瑕疵(安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティに関する欠陥、エラーおよびバグを含みますが、これらに限りません。)の不存在についていかなる保証はせず、また、これにより利用者または第三者が損害・損失等を被ったとしても、何らの義務も責任も負わないものとします。
2. 利用者に対応アプリ提供事業者との間で紛争が生じた場合は、利用者と当該対応アプリ提供事業者との間で解決するものとし、利用者は、弊社に何らの請求または苦情を申し立てないものとします。
3. 利用者が、ダイハツコネクトを利用するにあたり、本規約および道路交通法その他交通関係法令を遵守しなかった場合、それにより利用者または第三者が被った損害・損失等に対しては、それが弊社の故意または重過失により生じた場合を除き、弊社はいかなる責任も負わないものとします。
4. 利用者は、次の各号の場合には、ダイハツコネクトの全部または一部が利用できず、それにより利用者または第三者が被った損害・損失等に対して、それが弊社の故意または重過失により生じた場合を除き、弊社はいかなる責任も負わないものとします。
 - (1) 利用者の届出た情報の内容に誤りのある場合、または利用者が第 6 条の変更届出を怠っている場合
 - (2) 車載機、情報通信端末またはその他周辺機器等が正しく設置もしくは接続されていない場合、または故障、損壊、不具合等があり正常に作動しない場合、またはこれらの組み合わせにおいて不適合である場合、もしくはダイハツコネクトの利用に障害となるような機能設定をしている場合(たとえば、利用者が情報通信端末の通信を制限する設定を行っていたために通信が不可能な場合を含み、これに限られません。)
 - (3) 情報通信端末で、通信が行えないまたは位置情報の取得が行えない環境で利用した場合
 - (4) 車載機、情報通信端末またはその他周辺機器の取扱説明書等に記載されている事項を遵守しなかった場合
 - (5) ご利用車両搭載のバッテリーの電圧低下や、車載機、情報通信端末の電池切れ等、車載機、情報通信端末またはその他周辺機器等に電力が正常に供給されていない場合
 - (6) 車載機、情報通信端末またはその他周辺機器等の電源が入っていない場合
5. 車載機、情報通信端末、本アプリまたは対応アプリは、車載機もしくは情報通信端末の OS または各対応アプリのバージョンアップの有無等によって、利用者が利用できる各種機能の内容が異なる場合があります、弊社は、利用者に対しダイハツコネクトのサービスが常に利用可能であることは保証しません。

第 14 条(著作権等)

1. 利用者は、ダイハツコネクトで伝達する情報に、著作権その他の知的財産権が成立し、各種法令または条約で保護されるものが含まれることを認識したうえで、複製、改ざん、販売、出版その他のいかなる方法によっても利用者個人の私的使用以外の目的で利用しないものとします。
2. 弊社に寄せられたダイハツコネクト、本アプリまたは対応アプリに関する提案、感想、またはその他の意見(以下「提案等」)に関する著作権は提案等を行った方に帰属します。弊社は提案等を自由に利用(複製、改変、頒布、送信可能化を含みます)することができるものとします。また利用者は、提案等について著作者人格権を行使しないものとします。

第 15 条(禁止事項)

1. 利用者は、ダイハツコネクトおよび本アプリの利用にあたり、以下に定める行為を行わないものとします。
 - (1) 弊社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
 - (2) 第三者のプライバシーを侵害する行為、または侵害するおそれのある行為

- (3) ハッキングその他の不正アクセス、不正攻撃またはそのおそれのある行為(車載機または車載機を搭載した車両のハードウェア、ソフトウェアその他の機器に関して、その操作に影響を与えること、乗っ取ること、その使用を監視すること等を意図したプログラム等を送信等する行為を含みます。)
 - (4) ダイハツコネク、本アプリまたは対応アプリの提供を不能にすること、その他ダイハツコネク、本アプリまたは対応アプリの提供およびその運営に支障を与える行為、またはそのおそれのある行為
 - (5) 弊社の営業活動を妨害する行為、または妨害するおそれのある行為
 - (6) 弊社もしくは第三者に不利益もしくは損害等を与える行為、またはそのおそれのある行為
 - (7) 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為
 - (8) ダイハツコネク、本アプリまたは対応アプリを利用することによって得られる一切の情報を業として利用する行為または方法の如何を問わず第三者の利用に供する行為
 - (9) 本アプリを情報通信端末以外の端末(情報通信端末を不正に改造した端末を含みます。)で利用する行為
 - (10)本アプリの逆コンパイル、逆アSEMBL等のリバースエンジニアリング行為
 - (11)ダイハツコネクを、本アプリ以外のアプリケーション(対応アプリを除きます。)またはサービスと組み合わせる行為
 - (12)本規約に違反する行為
 - (13)上記の他、法令もしくは公序良俗に違反する行為、または違反するおそれのある行為
2. 利用者は、ダイハツコネクにかかる契約上の地位の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供することはできません。

第 16 条(電子メール)

1. 利用者は、ダイハツコネクにおいて電子メールを送受信等する場合には、自己の責任においてこれを行うものとします。
2. 弊社が、利用者に対し、所定の方法を用いて、電子メールを送信した結果、不達となった場合、それにより利用者が不利益を受けたとしても、それが弊社の故意または重過失により生じた場合を除き、弊社はいかなる責任も負わないものであることを承諾します。

第 17 条(情報などの削除)

弊社は、利用者がダイハツコネクを利用して投稿した情報(蓄積分含む)を、利用者へ通知することなく削除することがあり、利用者はこれをあらかじめ承諾します。

弊社は、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律」の定めにより、利用者の発信者情報を開示することがあり、利用者はこれを承諾します。

第 18 条(プライバシー)

1. 弊社は、ダイハツコネクを通して取得した利用者の個人情報の取扱いについては、別途定める本アプリのプライバシーポリシー及び「個人情報の保護に関する法律」に基づく公表事項(URL : <https://www.daihatsu.co.jp/connect/privacy.htm>)に基づき、適切に取り扱い安全に管理します。

第 19 条(譲渡時等の取扱い)

1. 利用者は、ご利用車両を第三者へ譲渡し、またはいかなる理由にも関わらず、ご利用車両を保有しなくなった場合は、ダイハツポートのマイページ「マイカー情報確認」画面において、ご利用車両の登録解除を行うものとします。利用者がこれを怠ったことにより利用者に損害が発生しても弊社は一切責任を負わないものとします。
2. 利用者は、ご利用車両を第三者へ譲渡または貸与するなどして自己の直接占有から離脱させる場合には、自己

の責任と負担において、所定の手続きにより、車載機に入力された個人情報等のすべて消去するものとします。万一、利用者が所定の手続きを経ずに、または所定の手続きを正しく行わず、そのことにより車載機に入力された個人情報等が第三者に閲覧され、漏洩しても、弊社は一切の責任を負わないものとします。

3. 利用者は、ご利用車両を第三者へ譲渡し、またはご利用車両を保有しなくなった場合には、当該車両の新たな所有者の同意がない限り、情報通信端末その他如何なる手段によっても、当該車両の車載機にアクセスしたり、当該車両の車載機、情報通信端末を通じて蓄積されるデータにアクセスしたりしてはならないものとします。

第 20 条(反社会的勢力の排除)

1. 利用者は、自己または代理人もしくは媒介者(以下「関係者」)が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらの者と密接な関わりを有する者もしくはこれらに準じる者(以下「反社会的勢力」)のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
2. 利用者は、自らまたはその関係者が、直接的または間接的に、以下の行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) ダイハツコネクタの利用に関して、脅迫的な言動(自己またはその関係者が反社会的勢力である旨を伝えることを含みますが、これに限りません)をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて弊社の信用を毀損し、または弊社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準じる行為

第 21 条(利用者へのダイハツコネクタの提供停止)

1. 弊社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、利用者へ通知または催告することなく、利用者のダイハツコネクタの利用資格を取消し、ダイハツコネクタの利用を停止できるものとします。かかる提供停止に起因して利用者へ何らかの損害が生じた場合であっても、弊社は利用者に対し何ら責任を負わないものとします。
 - (1) 弊社に対しダイハツコネクタの利用に関連する事項につき虚偽の申告をした場合
 - (2) ダイハツコネクタを不正に利用した場合
 - (3) ダイハツコネクタの運営を妨害した場合
 - (4) コネクタ車両を保有しなくなった場合
 - (5) ダイハツコネクタを1年以上利用していない場合
 - (6) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - (7) その他、弊社が利用者として不相当と判断した場合
2. 前項に基づき、ダイハツコネクタの利用が停止された場合において、利用者が弊社に対して債務を有するときは、利用者は、期限の利益を喪失し、直ちにその全額を弊社に支払うものとします。

第 22 条(専属的合意管轄裁判所)

利用者と弊社との間のダイハツコネクタまたは本規約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(付則)2019年11月5日制定